

八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業補助金交付要綱

〔平成29年6月23日〕
〔要綱第25号〕

改正 令和3年3月31日要綱第30号
令和6年4月22日要綱第38号

(趣旨)

第1条 八幡浜市は、市内における漁業の担い手の確保及び育成を図ることを目的として、漁業後継者及び新規就業者に対し、就業等に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業 水産動植物の採捕又は養殖を行う事業をいう。
- (2) 新規就業者 市内に住所を有し、八幡浜漁業協同組合（以下「漁協」という。）の組合員資格を取得し、市内において漁業経営をしようとする者をいう。
- (3) 里親漁家 市内に住所を有する個人又は市内を主たる事業所の所在地とした法人登記をしている法人であって、研修生に対する研修の指導者となる先進的な漁業を経営する者をいう。
- (4) 研修生 市内に住所を有し、かつ、これまで通算して1年以上漁業に従事したことがない者であって、里親漁家のもとで漁業就業のための研修を受ける者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 他の制度による補助金又は助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 新規就業者であって、かつ、次のア及びイに該当する者

- ア 漁協からの推薦を受けることができること。
 - イ 新規就業者として、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- ② 里親漁家であって、かつ、次のアからオまでに掲げる全てに該当する者
- ア 研修生の希望に基づき、漁協が選定した里親漁家であること。
 - イ 漁業に関して豊富な知識を有し、資源管理の取組や秩序ある操業に努めるものであること。
 - ウ 受け入れる研修生が2親等以内の親族でないこと。
 - エ 研修において研修生を漁業に従事させる場合、当該研修生と雇用契約を締結していること。
 - オ 研修において研修生を漁業に従事させる場合、労働者災害補償保険に加入していること。
- ③ 研修生であって、かつ、次のアからオまでに掲げる全てに該当する者
- ア 受入先の里親漁家が2親等以内の親族でないこと。
 - イ 過去に、国又は地方公共団体の予算において実施した研修を、通算して12か月以上受けた者でないこと。
 - ウ 里親漁家と雇用契約を締結していること。
 - エ 里親漁家による研修終了後、引き続き、市内において漁業に従事する意思を有する者であること。
 - オ 過去に新規就業者又は研修生として、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額並びに支給条件は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があり、その内容を審査し、当該申請書に記載された内容が交付要件に適合すると認めるときは、八幡浜市の

漁業を支える担い手育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の決定通知書において、必要と認める条件を付けることができる。

（事業の変更、中止、廃止の申請）

第7条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところによる。

- (1) 補助事業の内容の変更があった場合においては、八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による変更又は中止若しくは廃止の申請について準用する。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業補助金請求書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業補助金概算払請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（就業状況報告）

第11条 補助事業者は、就業状況を事業実施期間終了後7年間は、年1回市長に報告しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による就業状況報告について準用する。

(指導監督)

第12条 市長は、補助事業者の実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) この要綱の規定に基づく申請について、虚偽の申請をしたとき。

(2) 次のいずれかに該当したとき。

① 新規就業者として補助金の交付を受けた場合 事業実施期間中又は事業実施期間終了後7年以内に就業をしなくなったとき。

② 研修生として補助金の交付を受けた場合 事業実施期間中に就業をしなくなったとき。

(3) 市税等を滞納したとき。

2 前項の取消しをした場合の補助金の返還率は、別表2のとおりとする。

(支給台帳)

第14条 市長は、補助金の適正な運用を図るため、補助金支給台帳を作成し、備え付けるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定(第3号、第14号及び第31号にあっては、次に掲げる規定)は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日か

ら施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

(1)～(21) (略)

(22) 第26条第2号中八幡浜市漁業新規就業者支援事業補助金交付要綱様式第5号及び様式第6号

(23)～(43) (略)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和6年4月22日要綱第38号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡浜市の漁業を支える担い手育成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日(以下「適用日」という。)以降に申請があったものについて適用し、適用日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象者	補助対象経費	補助金額	支給条件
新規就業者	技術研修費 及び生活費	漁業従事期間中 月額 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間に必要な漁業従事日数は、90 日以上とする。ただし、天候不良、不漁、疾病等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。 ・ 支給期間は、最長で 36 か月間とする。
里親漁家	技術研修費	研修期間中 月額 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修は、原則として 1 月につき 20 日以上実施するものとする。ただし、禁漁期間等により操業できない場合及び天候不良、不漁、疾病等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。
研修生	技術研修費 及び生活費	研修期間中 月額 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記の事由により、研修実施日数が 20 日に満たない場合は、補助金額を 20 日で除した額に研修を実施した日数を乗じて得た額を当該月の補助金の額とする。 ・ 支給期間は、最長で 36 か月間とする。

別表 2 (第 1 3 条関係)

就業年数	返還率	
	新規就業者	研修生
事業実施期間中	100%	100%
事業実施期間終了後 1 年未満	100%	免除
事業実施期間終了後 1 年以上 2 年未満	100%	
事業実施期間終了後 2 年以上 3 年未満	80%	
事業実施期間終了後 3 年以上 4 年未満	70%	
事業実施期間終了後 4 年以上 5 年未満	60%	
事業実施期間終了後 5 年以上 6 年未満	40%	
事業実施期間終了後 6 年以上 7 年未満	20%	
事業実施期間終了後 7 年以上	免除	